

総務省からの  
お知らせ

# 光サービス(FTTHサービス)の 乗換えにあたっての注意点！！

NTT東西が2月1日から光サービス(FTTHサービス)の「卸売」を開始しました。この「卸売」の提供を受けて、たくさんの事業者が光サービスを一般消費者向けに提供することになりました。

光サービスでは、これまでも口頭契約による利用者の意思確認の不徹底、契約解除料・期間拘束の説明がない等の苦情・相談が多くあります。

今回、卸売の提供を受けた多くの事業者が、電話勧誘等により光サービスの営業活動を行うことが予想されます。このサービスは、従来の工事等を伴う光サービスへの乗換えとは異なり、「転用」という簡易な手続きによりサービス乗換えが可能となります。事業者からの説明が十分でない場合には、利用者が十分に理解しないまま手続きが完了してしまい、利用者が意図しない結果となるケースもでてくると思われます。

総務省において、乗換えにあたっての注意点をまとめましたので参考にしてください。事前にサービス内容や契約条件を十分ご確認ください！

## ポイント！！

- ① サービス提供者がNTT東西から変更になります。ただし、オプションサービスは、サービスによっては、引き続きNTT東西より提供されます。

(NTTや今のプロバイダからの電話であるかのような電話勧誘も予想されます。)

(オプションサービスの扱いは乗換え先の事業者により異なります。詳細は事業者に確認してください。)

- ② 今のプロバイダに契約解除の申込みが必要なケースがあります。その場合、通常は契約解除料が発生します。

(契約解除料(違約金)は、プロバイダで異なるが、5千円程度のことが多いです。)

- ③ サービスの乗換えにより、メールアドレスが変更になることがあります。

- ④ サービスの乗換えが完了すると、「やっぱりNTT東西のサービスに戻りたい」「やっぱり(更に)別の事業者のサービスがいい」となったとき、契約解除料が発生したり、電話番号が変わったり、工事が発生したりすることがあります。

(乗換え完了後は、その乗換え先の事業者と契約した状態になるので、NTT東西に戻るのも(更に)別の事業者に行くのも、その契約を解除して、新たに別の契約をすることになります。)